

議案第26号

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成30年6月8日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年守口市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(所得制限)</p> <p><b>第2条の2</b> 略</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から6月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額（以下「損失等控除額」という。）を控除して得た額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>控除対象配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、</p>	<p>第1条から第2条まで 略</p> <p>(所得制限)</p> <p><b>第2条の2</b> 略</p> <p>(1) ひとり親家庭の父若しくは母又は養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年（各年の1月から6月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にあつては、前々年。この号及び次号において同じ。）の所得から規則で定める方法により計算した額（以下「損失等控除額」という。）を控除して得た額が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童で当該ひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて規則で定める限度額以上であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、</p>

自己又は所得税法に規定する控除対象配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者があるときは、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間においては、前項の規定は適用しない。

3及び4 略

以下 略

自己又は所得税法に規定する同一生計配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者があるときは、その損害を受けた月から翌年の10月31日までの間においては、前項の規定は適用しない。

3及び4 略

以下 略

## 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第2条の2の規定については、平成30年1月1日から適用する。

（経過措置）

- 2 新条例第2条の2の規定中、この条例の施行の日から平成31年6月30日までの間における所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第4号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第33号の規定の適用については、同号中「同一生計配偶者」とあるのは改正前の所得税法第2条第1項第33号に規定する「控除対象配偶者」とする。